

法人理念・方針

「基本理念」

ご利用者の「健やかな生活」の実現のため、心をこめた福祉サービスを全力で実行します。

「基本方針」

基本理念を実現するための福祉サービスとして、人権の尊重を基本とし、お一人おひとりが「その人らしい普通の生活」を主体的に過ごせるよう支援と援助を提供します。

「私たちが決めた行動計画」

1. チームワーク           助け合い、認め合い、高め合い、大きなうねりを生み出そう！
2. 柔軟性                色々な考えの方を受け入れ、状況に合わせて対応しよう！
3. 経営理念の共有       メンバーひとりひとりが法人の理念や方針を理解し、責任を持って行動していこう！
4. コミュニケーション   常に声をかけあい、メンバーと意思疎通を図り、情報共有しよう！
5. 目標達成志向        目標に向け、個人が同じ気持ちで取り組めるよう努力しよう！

法人の5つの視点に対する総括

1. 利用者視点 ～利用者満足度の向上とリスクマネジメント～

法人内各事業所において、ご利用者への質の高いサービスの提供（ユニットケアの充実、グループケアの充実、認知症ケア、重度障がい者ケア等）、他にはない独自性、特色あるケア（オムツゼロ、常食化、ターミナルケア、ご利用者の外出支援、認知症ケア、パワーリハビリ等）の実現に向けて、法人内職種間の連携は基より、提携医療機関との連携も強化し、チームケアに取り組むことができた。また、接遇の向上にも力を入れ、ご家族等より高い評価をいただくことができた。さらに、新型コロナウイルスの感染対策としては、法人感染症対策委員会の指揮のもと、各事業所での感染対策（研修、ご利用者・職員等の行動自粛、物資確保等）を徹底したうえで、福祉の力を必要とするご利用者への支援を継続することができた。その他、虐待、事故、感染症、褥瘡等のリスク管理、カスタマーハラスメント対策の研修実施、さらには各種災害等に対するリスク管理体制の整備を実践することができた。

2. 財務視点 ～安定経営に向けた収支管理と組織の強化～

各拠点課長、係長との経営改善のための検討会を実施し、課題の明確化と対策の実践を徹底するとともに、拠点間の連携強化を図った。また、各事業所主任、キャリア正職員、正職員等での経営・運営会議に課長・係長も参画し、具体的な施策として、各居宅介護支援事業所や医療機関等への直接的な情報提供の他、地域での介護予防事業の積極的な実施、地域貢献事業を含めた地域活動への参画を進めた。その結果、法人及び各施設・事業所の認知度を向上させ、各事業所における実績の向上、維持につなげることができた。しかし、2020年2月以降の新型コロナウイルスの感染拡大に伴うサービスの利用自粛により、在宅関連事業は利用実績が著しく低下し、2020年度にも影響が及ぶことが懸念される。

収支決算としては、助成金を活用した災害時非常用発電機の設置、厨房機器の設置（故障）の他、介護職員の負担軽減のための各種介護機器の導入、Windows 7サポート終了に伴う法人全体のパソコン入替え（50台程度）など、例年よりも大きな設備投資を行ったが、人件費積立金1,000万円を除き、4,698万円の黒字決算となった。

3. 人材視点 ～人材の確保と定着～

職員のワークライフバランスの推進（時間外勤務の減少、有給休暇取得率の向上等）と法人内研修、各事業所での新人育成プログラム（プリセプター制度等）の充実を図るとともに、正職員のリフレッシュ休暇の日数増の他、2019年10月の報酬改定による特定処遇改善加算の新規算定を行い、介護職員を中心に年換算で12万円から24万円の新規手当創設による待遇改善を実施した。また、2020年4月1日付給与規程改正により、パート職員への賞与・各種手当の支給、さらに、2020年4月1日付就業規則改正による正職員の公休数の増加や福利厚生の一環とした職員専用保育園の運営継続等による仕事と子育ての両立の支援を継続した。その他、慰労金「ありがとう」の支給、セクション毎の職員間交流研修会「職場定着推進事業」、さらに人材の育成を目的とした介護福祉士受験対策勉強会を実施する等、人材の確保と育成、そして定着に向けた具体的な取り組みを実践した。

4. 地域貢献視点 ～地域貢献の推進～

法人独自の取り組みとして、認知症状改善塾の開催、石山朝市送迎バスの運行、介護なんでも相談会の実施、地域住民、小・中・高校生へ福祉教育の推進を継続した。

5. ガバナンス視点 ～透明性の高いコンプライアンス経営の実践～

改正社会福祉法等に基づき、理事会・評議員会、評議員選任・解任委員会等の適正な運営を行うとともに、顧問契約先の会計事務所、社会保険労務士からの助言、指導を得て、コンプライアンス経営の推進を図ることができた。さらに、働き方改革、同一労働同一賃金等の対応のため顧問社会保険労務士より助言を得て、2020年4月1日付で給与規程、就業規則の改正を行い、職員の待遇向上に取り組んだ。